

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第94号

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

「
葵ライオンズ奨学基金による奨学金
」

」

「
大倉奨学基金による奨学金
」

三井奨学基金による奨学金
」

京都機械工具奨学基金による奨学金
」

」

「
洛中ライオンズ奨学基金による奨学金
」

及び

「
鞍馬山婦人会奨学基金による奨学金
」

親和奨学基金による奨学金
」

を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)